

(様式1)

参加申込書

令和 年 月 日

吉川市長 中原恵人様

申請者 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_

記

下記のとおり、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業における建設発生土搬入事業者に参加申込みいたします。

工事名：
工事場所：
搬入予定総土量： _____ m <sup>3</sup> 日当り最大搬入総土量： _____ m <sup>3</sup>
搬入予定期間：      年 月 日      ～      年 月 日

月別建設発生土搬入希望土量及び台数

月							計
土量(m <sup>3</sup> )							
台数(台)							
月							計
土量(m <sup>3</sup> )							
台数(台)							

※搬出先の工事請負契約書を添付すること

※搬出先から事業地までの経路図を添付すること

(様式2)

建設発生土搬入業務実績表

令和 年 月 日

吉川市長 中原恵人様

申請者 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで申込みをした、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業における建設発生土搬入において、建設発生土搬入業務実績表を提出します。

記

発注者：

工事名：

工事期間：

請負額：

※上記工事の契約書を添付すること

(様式3)

土質調査書

令和 年 月 日

吉川市長 中原恵人様

申請者 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで申込みをした、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業における建設発生土搬入において、土質調査書を提出します。

記

工事名：
工事場所：
土地利用の状況：(当該地) _____ (周辺地) _____
搬出予定期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
予定土量： _____ m <sup>3</sup> 日当り最大搬出土量： _____ m <sup>3</sup>
一般：土粒子の密度 _____ g/cm <sup>3</sup> 、自然含水比 _____ %、 単位体積重量 _____ g/cm <sup>3</sup>
粒度試験：礫分 _____ %、砂分 _____ %、シルト分 _____ %、粘土分 _____ %
コンシステンシー特性：液性限界 _____ %、塑性限界 _____ %、塑性指数 _____ %
分 類：分類名 _____、分類記号 _____
締固め：試験方法 _____、最大乾燥密度 _____ g/cm <sup>3</sup> 、最適含水比 _____ %
コーン指数試験：コーン指数 _____ N/m <sup>2</sup>
締固め試験：最大乾燥密度 _____ g/cm <sup>3</sup>

※搬出先毎に土質試験結果データシートを添付し提出すること

(様式4)

土壌分析書

令和 年 月 日

吉川市長 中原恵人様

申請者 \_\_\_\_\_ 印  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 担当者 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで申込みをした、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業における建設発生土搬入において、土質調査書を提出します。

工事名： \_\_\_\_\_

計量の対象	単位	基準値	定量 下限値	測定値				
				1	2	3	4	5
溶出試験 26項目	カドミウム	mg/l	0.01					
	全シアン	mg/l	不検出					
	有機リン	mg/l	不検出					
	鉛	mg/l	0.01					
	六価クロム	mg/l	0.05					
	砒素	mg/l	0.01					
	総水銀	mg/l	0.0005					
	アルキル水銀	mg/l	不検出					
	PCB	mg/l	不検出					
	ジクロロタン	mg/l	0.02					
	四塩化炭素	mg/l	0.002					
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004					
	1,1-ジクロロエレン	mg/l	0.02					
	シス-1,2-ジクロロエレン	mg/l	0.04					
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1					
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006					
	トリクロロエレン	mg/l	0.03					
	テトラクロロエレン	mg/l	0.01					
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002					
	チウラム	mg/l	0.006					
	シマジン	mg/l	0.003					
	チオベンカルブ	mg/l	0.02					
	ベンゼン	mg/l	0.01					
	セレン	mg/l	0.01					
	ふっ素	mg/l	0.8					
	ほう素	mg/l	1					
ダイオキシン	Pg-TEQ/g	1000						
その他の試験	油分	汚泥	mg/l	15				
含有量試験 11項目	農用地 田に限る	銅	mg/kg	125				
		砒素	mg/kg	15				
	水銀及びその化合物	mg/kg	15					
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	150					
	鉛及びその化合物	mg/kg	150					
	砒素及びその化合物	mg/kg	150					
	六価クロム化合物	mg/kg	250					
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000					
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000					
セレン及びその化合物	mg/kg	150						
シアン化合物	mg/kg	50						

※搬出先毎に土質分析表を添付し提出すること

(様式5)

指名停止等の措置を受けていないこと並びに暴力団及び暴力団関係者と関係がないことについての誓約書

令和 年 月 日

(宛先)吉川市長 中原 恵人

申請者 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_

当企業は、次のいずれにも該当しないことについて、誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を含む。）であること。
- 3 次の各号のいずれかに該当するとして国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から指名競争入札参加者としての指名を停止され、又は警告を受けていないこと。
  - (1) 国等の発注する建設工事等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められること。
  - (2) 国等と締結した請負契約に係る工事（以下「国等発注工事」という。）の施工に当たり、過失により国等発注工事を粗雑にしたと認められること（かし瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。
  - (3) 国等発注工事以外の工事（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により一般工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められること。
  - (4) (2)及び(3)に掲げる場合のほか、国等発注工事の施工等に当たり、契約に違反し、かつ、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められること。
  - (5) 国等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められること。
  - (6) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められること。
  - (7) 国等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められること。

(8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められること。

(9) 次のア、イ又はウに掲げる者が国等の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたこと。

ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）

イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）

ウ 有資格業者の使用人でbに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）

(10) 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

(11) 国等が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたこと。

(12) 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

(13) 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

(14) その他代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

(15) 国等発注工事において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

(16) 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他不当な手段を用いて、国等の職員に対して指名、元請業者に対する指導、あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったこと。

#### 4 次の各号のいずれにも該当しないこと。

(1) 暴力団の構成員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の団体（以下「暴力団」という。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等関わりを持つ者（以下「暴力団関係者」という。）が代表役員等若しくは一般役員等であり、又は経営に事実上参加していること。

(2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に危害を加える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用してしていること。

(3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること。

(6) 代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたこと。

(様式6)

建設発生土搬入承諾書

吉 美 第 号  
令和 年 月 日

様

吉川市長 中原恵人

年 月 日付けで申し込みのあった、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業への建設発生土搬入について下記の通り受入を承諾いたします。

記

工事名：	
工事場所：	
搬入承諾土量：	m <sup>3</sup> 日最大搬入承諾土量 m <sup>3</sup>
搬入承諾予定期間：	年 月 日 ~ 年 月 日

月別建設発生土搬入承諾土量及び台数

月							計
土量(m <sup>3</sup> )							
台数(台)							
月							計
土量(m <sup>3</sup> )							
台数(台)							
月							計
土量(m <sup>3</sup> )							
台数(台)							

※その他留意事項

- ①残土搬入の際には指示されたゲートから搬入すること。
- ②日最大搬入土量を超えた搬入は認めない。
- ③建設発生土の搬入に際しては「吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業における建設発生土搬入事業者選定に係る募集要項」に従うこと。